# 視察報告書

報告者:田中洋次郎

委員会名:総務常任委員会

視察日程:令和4年11月8日(火)~令和4年11月10日(木)

視察項目:東京都世田谷区「若者政策について」

長崎県長崎市「まちぶらプロジェクトについて」

山口県山口市「中心商店街における地域福祉増進事業について」

## 東京都世田谷区「若者政策について」

世田谷区では、区の最上位計画である基本計画の中で「子ども若者が住みたいまちづくり、教育の推進」を最重点施策として掲げており、世田谷区子ども計画を策定し、「世田谷区は子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を区民と力をあわせ実現します」というメッセージと共に、様々な子ども・子育て支援施策を

行ってきた。

その中で中高生から39歳までを「若者」と定義し、子ども期で展開する施策とも連携を図りながら、若者が健やかに成長し活躍できる社会を目指し、交流・活動を支える取組や、就職氷河期という社会経済情勢を背



景に社会問題化したニート、ひきこもりの問題への取組を進めてきたが、8050問題など若者世代に留まらない新たな課題への対応が求められることも鑑みて、令和2年、新たに「若者計画」を策定し様々な支援策を行っている。

#### 具体的には6つ

- ① 引きこもり支援:「メルクマールせたがや」などの施設を運営し、支援をおこなっている。
- ② 児童養護施設を巣立つ若者の支援:平成28年度に児童相談所を開設し、その支援に力を入れている
- ③ 居場所づくり:アップス・たからばこ・あいりす等の施設運営
- ④ 若者政策の広報:「Cheer!わかものライフガイド」という冊子を作り政策や事業サービスを伝えている



- ⑤ 若者による情報発信:「ねつせた!」とい う若者によるSNS等を使った情報発信プロジェクトを継続して 取り組んでいる
- ⑥ 若者とのつながりを作る取組み:シンポジウムを平成25年度より実施

今回の視察ではいつでも気軽に使える若者のためのフリースペース「希望丘青少年交流センター 愛称:アップス」に伺った。

利用無料でほぼ毎日9時~22時まで開館している。

る。

勉強・遊び・音楽・スポーツ・料理など 様々な利用が出来、時間帯によって異なる層の若者が利用してい



午前中は不登校の子や、子育て世代の若い親子、勉強をする大学生 やテレワークをするビジネスマン、午後になると小中学生が訪れ る。

ユースワーカーと呼ばれるスタッフは若者の「やってみたい」 「やってみよう」を大切に、あくまでも若者のサポートに徹してい る。

ワークショップやイベントはかなり の頻度で行われているが、基本的 に施設が企画をするのではなく、 若者が主体的に「やりたい」と思 う行動を伴走支援する姿勢を貫い ている。

その結果違う学校に通う子ども達 ともコミュニケーションが生まれて いる。



#### 所感

自分が若者世代だったら、こうした居場所や様々な施策が整っていることは非常に嬉しいと思うだろう。

特に居場所を失っている若者にとっては、格別である。

若い世代に投資することは、将来の街にとっては最大のリターンを 得ることにつながると思う。

一方で学校に行かなくても、何か嫌なことがあっても逃げ込む場所が身近にあることで、ストレス耐性が低い若者が多くなってしまうのではないか?というジレンマもある。財政難を抱える本市において、新たに専用の施設を作ることは現実的ではないが、今後の放課後子ども



教室や、少子化による空き教室の活用などで今回得た気づきを活か していきたい。

## 長崎県長崎市「まちぶらプロジェクトについて」

長崎市では西九州新幹線の開業、それに伴う長崎駅の整備、大規模 MICE会場のオープン、新市庁舎の供用開始を控え、「陸の玄関

口」と称される長崎駅周辺の新たな動きに加えて、「海の玄関口」と称される松が枝の国際観光船埠頭再整備等により「100年に一度の長崎」と題して様々な変化の時を迎えている。



一方で長崎市は少子化・高齢化の

ペースが全国より早いという課題があり、「交流人口を増やして街の活力につなげる取り組みが必要」との考えから平成25年から令和4年までの10年間にわたる計画が始まった。

長崎市には従来から「大浦天主堂」や「グラバー園」などの代表する観光地があり、そこには観光客が訪れているが、点在している観光地への誘導だけでなく、多彩な表情をもつ長崎の魅力や街の歴史

に今一度目を向け、長崎市 中心街の個性を見直し、歩 いて回れるルートを確立し ながら街の玄関口と繋ぎ、 人流を広げていきたいとい う狙いがある。

こうして生まれた『まちぶらプロジェクト』は長崎固有の歴史を持つ街中の5つ



のエリアで市民と一緒にエリアごとの個性を磨く取り組みを進め、 まちに訪れる人を増やし、賑わいを呼び込もうというプロジェクト である。

「長崎市は50年、100年先のまちの形の基盤をつくる」をスローガンに大きく3つの視点で取り組んでいる。

1つ目の視点は、それぞれの街の個性を活かした「エリアの魅力づくり」

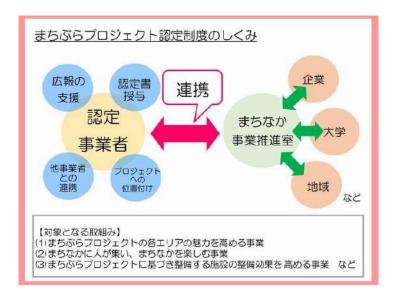
5つのエリア(①新大工②中島川・寺町・丸山③浜町・銅座④館内・新地⑤東山手・南山手)が持つ個性を活かして魅力がある街づくりに取り組んでおり、各エリア別にまちづくりの方針を設定している。



- ①新大工「商店街・市場を中心としたふだん着のまち」
- ②中島川・寺町・丸山「和のたたずまいと賑わいの粋なまち」
- ③浜町・銅座「長崎文化を体感し、発信する賑わいのまち」
- ④館内・新地「中国文化に触れ、食を楽しむまち」
- ⑤東山手・南山手「異国情緒あふれる国際交流のまち」 2つ目の視点は「軸づくり」

トイレや誘導案内サインの充実など、街を快適に過ごしてもらうための環境づくりや長崎駅周辺等と街並みをつなげるための道路の整備によって、皆さんを街中へ来てもらう取組みを進めている。

3つ目の視点は「地域力によるまちづくり」 地域や市民、企業、大学、NPO等と行政が連携してまちを守り、育 て、創るための地域主体のイベントやおもてなしの向上につながる 街の清掃などの活動に取り組んでいる プロジェクトの趣旨に賛同し、まちなかの賑わいを創出する提案事業を募集し、活動の初動時期を支援(1件あたりの上限50万円)した結果、様々なイベントや事業が提案され、令和元年までで32の実績が生まれた。



その他市民や企業から出され「まちぶらプロジェクト認定事業」に 認定された項目は68事業に及ぶ。

#### 所感

現在最終年度で今後その効果検証がされる 事になるので、現時点での明確な効果は分かりかねるが、エリアを区切って、その地域の特性や魅力を改めて定義づけすることや、地区毎にまちづくりの方針を定めている事については、地域のブランディングや他地域との連携によって市内の周遊を促す上で有効だと感じた。



横須賀でもルートミュージアムや様々なイベントを行なっているが、市民の参加が高いとは考えにくい。

長崎市では交流人口の増加を目的にプロジェクトを行なっているが、企画や広報に市民や市内事業者が多く関わる事により、関係者の利用に繋がり、市民に広がっていくという期待が持てる。

観光や街歩きはかつて観光事業者や行政、観光協会などが主に行なってきたが、市民や地元事業者の介入によって、コアな魅力や活用方法が発見され、その結果利用者も増えることが期待できる。

本市における今後の1万メートルプロムナードの活用やルートミュージアムに関連する市内周遊を促す参考にしていきたい。

## 山口県山口市「中心商店街における地域福祉増進事業について」

所有者が分からない為に活用できず、放置される「所有者不明土地」が全国的に増加している。

公共事業の推進等の様々な場面において、所有者の特定等のため多

大なコストを要し、円滑な事業 実施への大きな支障となってい ることから「所有者不明土地の 利用の円滑化等に関する特別措 置法」が平成30年に施行され た。

この法律の大まかな内容は下記 の通りである。



- ① これまで利用出来なかった所有者が分からない土地を地域のための事業(地域福利増進事業)に利用できるようにする
- ② 所有者の探索において、市町村長等に土地所有者に関する情報 (住民票、固定資産課税台帳等の情報)の提供を請求すること ができる
- ③ 都道府県知事の裁定を受けることで、期限を設けて所有者不明 土地を使用できる

山口市の中心商店街における整備事業においても、所有者不明土地 の有効活用が課題となっており、上記の法律の活用を含めた解決に 取り組んでいる。

市内広場整備予定地内に所有者不明土地40㎡が存在し、現状は隣接する法定外公共物と併せて道路として利用されており、不特定多数が通行している。

登記簿状は所在不明の個人名義であった。

職権により山口市保管 の土地台帳を照会し、 戸籍調査によって、法定 相続人26名を把握し た。

当該地域では狭あい道 路や雪道不良敷地が多 く存在しており、住宅市 街地総合整備事業によっ て道路拡幅や広場整備と



同時に接道不良を解消し良好な住環境と防災性の向上、賑わいの創出に取り組んでいたが、事業予定区域内に所有者不明土地の存在が明らかになり、この有効活用が課題となっていた。

道路及び広場の整備にあたり、所有者不明土地を広場用地の一部として活用することを想定し、事業主体を山口市とした上で、関係協力先に弁護士、山口県土木、街づくりコンサルタントをおいて事業を進めた。

所有者探索の結果、全員の所在が判明し、地域福利増進事業の要件である「所有者不明十地」ではないことが判明した。

所在が判明した法定相続人26名に土地の寄付依頼文書を送付した結果、「寄附に応じていただけた方」が17名、「寄附にあたり条件付き、または協議を要する」と回答された方が5名、「未回答」が4名だった。

寄附に応じていただけなかった方を除く9名に対して個別の対応を 継続的に試みた結果、6名から寄付をいただき、残りが3名になっ た。

残りの3名は音信不通者だったため、弁護士の助言と協力のもと、 再度依頼文書を送付し、1名から寄附を頂くことができた。

現在は残り2名という状況で、引き続き関係協力先と連携し、当該土地の所有権100%の取得に向けた働きかけを行うとともに、民

法や家事事件手続法による解決手法の検討を行い、早期の事業実施 に努めていくということである。

山口市が行う地域福利増進事業のモデル調査で見えた課題としては、所有者が分かっても音信不通者であった場合に進めることが出来ないことから、音信不通者等を所有者不明とみなすことができるようにすることや、音信不通者や反対者がいる場合にも2/3以上の所有者が賛成すれば裁定申請ができるなどという事の制度運用を柔軟にする必要性を仰っていた。

### 所感

特措法が定めた「地域福利増進事業」の申請が認可された事例はまだ全国で数例しかないという。施行の数が少ない理由としては山口県の事例の様に、所有者を探して見つかった結果、所有者不明土地に該当しないという事や、その後所有者の同意を得ることにも苦労が多く、手続きも煩雑であるということが予想される。

全国的にも横須賀市においても所

有者不明土地の対策は将来においても大きな課題になるが、今回学んだ制度運用を柔軟に変更していかない限りは、実際に施行できる件数は伸びていかないと感じた。

実用的な仕組みとなるように今 後も注視していきたい。

